# 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2020年11月10日

【四半期会計期間】 第138期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 大日本塗料株式会社

【英訳名】 Dai Nippon Toryo Company,Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 里 隆幸

【本店の所在の場所】大阪市中央区南船場一丁目18番11号【電話番号】大阪(06)6266-3107【事務連絡者氏名】管理本部財務部長大脇 秀之【最寄りの連絡場所】東京都大田区蒲田五丁目13番23号

【電話番号】 東京(03)5710-4509

【事務連絡者氏名】 管理本部人事部人事課専任課長 小原 正

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第137期 第2四半期 連結累計期間	第138期 第 2 四半期 連結累計期間	第137期
会計期間		自2019年4月1日 至2019年9月30日	自2020年4月1日 至2020年9月30日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高	(百万円)	36,841	30,049	72,709
経常利益	(百万円)	2,872	1,038	5,786
親会社株主に帰属する四半期(当期) 純利益	(百万円)	1,776	413	3,662
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,438	140	952
純資産額	(百万円)	45,151	43,979	44,679
総資産額	(百万円)	78,742	78,269	76,817
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	62.34	14.63	128.96
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	61.94	14.51	128.07
自己資本比率	(%)	53.9	52.8	54.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,140	1,404	4,434
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	2,464	1,403	4,424
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	145	3,700	742
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高	(百万円)	5,529	8,570	5,064

回次	第137期 第 2 四半期 連結会計期間	第138期 第 2 四半期 連結会計期間	
会計期間		自2019年7月1日 至2019年9月30日	自2020年7月1日 至2020年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	34.31	5.81

<sup>(</sup>注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

# 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

<sup>2.</sup> 売上高には、消費税等は含まれておりません。

# 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業 等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1)経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況となりました。緊急事態宣言解除後は、国内の経済活動に一部持ち直しの動きが見られるものの、先行きについては、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があり、依然不透明な状況が続いております。

当社グループの経営成績については、売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響により大半の事業セグメントにおいて需要が減退し、300億4千9百万円(前年同四半期比 18.4%減)となりました。利益面は、販売費及び一般管理費の削減に努めたものの売上高の減少により、営業利益は8億1千5百万円(同 19億3千7百万円減)、経常利益は10億3千8百万円(同 18億3千4百万円減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は4億1千3百万円(同 13億6千2百万円減)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### [国内塗料事業]

構造物分野では、公共工事における需要は堅調に推移しているものの、鉄骨向け需要の減少により、売上高は前年同期を下回りました。工業分野では、新型コロナウイルス感染症の影響により全般的に需要が大きく落ち込み、売上高は前年同期を下回りましたが、足元では回復の兆しが見られます。利益面では、販売費及び一般管理費の削減に努めたものの、売上高の減少により前年同期を下回りました。

この結果、売上高は225億9千5百万円(前年同四半期比 14.9%減)、営業利益は3億5千2百万円(同 7億6千7百万円減)となり、減収減益となりました。

#### 「海外塗料事業 ]

東南アジア市場及び北中米市場においては、4月以降における新型コロナウイルス感染症拡大の影響の本格化に伴い、自動車生産台数が急激に落ち込み、売上高は前年同期を下回りました。中国市場においても、主要顧客の生産調整や減産が続き、売上高は前年同期を下回りました。各拠点において一般用塗料の拡販に注力したほか、販売費及び一般管理費の削減に努めたものの、売上高の減少により利益は前年同期を下回りました。

この結果、売上高は23億5千5百万円(前年同四半期比35.5%減)、営業利益は3千1百万円(同4億7百万円減)となり、減収減益となりました。

### [ 照明機器事業 ]

業務用 L E D 照明分野では、新型コロナウイルス感染症の影響による商業施設向けの需要の落ち込みが継続し、 売上高は前年同期を下回りました。利益面では、販売費及び一般管理費の削減に努めたものの、売上高の減少により前年同期を下回りました。

この結果、売上高は34億4千7百万円(前年同四半期比32.3%減)、営業利益は1億4千4百万円(同7億4千8百万円減)となり、減収減益となりました。

## [ 蛍光色材事業 ]

顔料分野では、新型コロナウイルス感染症の影響による海外市場を中心とした需要の落ち込みが継続し、売上高は前年同期を下回りました。利益面では、販売費及び一般管理費の削減に努めたものの、売上高の減少により前年同期を下回りました。

この結果、売上高は5億5千6百万円(前年同四半期比 18.7%減)、営業利益は3千7百万円(同 2千5百万円減)となり、減収減益となりました。

#### 「その他事業 ]

売上高は10億9千5百万円(前年同四半期比 27.4%増)、営業利益は1億5千1百万円(同 4千8百万円増) となり、増収増益となりました。

#### (2)財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末の総資産は782億6千9百万円となり、前連結会計年度末と比較して14億5千1百万円の増加となりました。流動資産は332億4千5百万円で前連結会計年度末と比較して7千2百万円の減少となりましたが、これは現金及び預金の増加34億9千4百万円、受取手形及び売掛金の減少30億4千4百万円、たな卸資産の減少5億6千万円等が主因であります。固定資産は450億2千3百万円で前連結会計年度末と比較して15億2千3百万円の増加となりましたが、これは有形固定資産の増加7億3千7百万円、投資その他の資産の増加8億5千6百万円等が主因であります。

負債は342億9千万円となり、前連結会計年度末と比較して21億5千1百万円の増加となりました。流動負債は257億2千8百万円で前連結会計年度末と比較して17億9千3百万円の増加となりましたが、これは支払手形及び買掛金の減少21億6千9百万円、短期借入金の増加50億3千9百万円、未払法人税等の減少3億2千9百万円、その他の減少7億4千万円等が主因であります。固定負債は85億6千1百万円で前連結会計年度末と比較して3億5千8百万円の増加となりましたが、これは長期借入金の減少3億円、リース債務の増加5億円、繰延税金負債の増加1億7千2百万円等が主因であります。

純資産は439億7千9百万円で前連結会計年度末と比較して7億円の減少となりました。これは利益剰余金の減少2億9千3百万円、その他有価証券評価差額金の増加3億7千1百万円、為替換算調整勘定の減少3億4千3百万円、退職給付に係る調整累計額の減少1億8千5百万円、非支配株主持分の減少2億6千6百万円等が主因であります。

# (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、85億7千万円となり、前連結会計年度末と比較して35億6百万円の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動により得られた資金は、14億4百万円(前年同四半期は21億4千万円の収入)となりました。これは税金等調整前四半期純利益、減価償却費、売上債権の減少、たな卸資産の減少、法人税等の還付額等の収入と、仕入債務の減少、退職給付に係る資産の増加、法人税等の支払額等の支出が主因であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動により使用した資金は、14億3百万円(前年同四半期は24億6千4百万円の支出)となりました。これは有形固定資産の取得等の支出が主因であります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動により得られた資金は、37億円(前年同四半期は1億4千5百万円の収入)となりました。これは短期借入金による調達等の収入と、配当金の支払、長期借入金の返済等の支出が主因であります。

### (4)経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

### (6)財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第2四半期連結累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更を行いました。その内容は次のとおりであります。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

#### 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1929年に島津、三菱、大倉の共同出資により設立された企業であり、今日まで塗料製造を基軸とした事業活動を営んでまいりました。

現在、当社グループは、塗料、蛍光色材及び照明機器の製造販売を主な事業領域としておりますが、当社グループの企業価値の主な源泉は、「国家社会の繁栄に奉仕し得る将来性ある企業足るべし」という創業精神のもとに、永年に亘ってお届けしている各種製品の品質・性能とサービスが築いたブランドカ、顧客との信頼関係にあると考えております。特にコア事業である塗料事業におきましては、起業の礎となった錆止め塗料「ズボイド」をはじめ、市場から絶大な支持を得てまいりました防食塗料、その他の独創的な塗料技術は、地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄、豊かな暮らしの実現に貢献し得たものと自負いたしております。このような創業以来の当社グループの取組みの積み重ねが企業文化、あるいは「DNT」ブランドとして結実し、現在の企業価値の源泉になっており、今後も企業文化の継続発展を通して当社の社会的存在意義を高めることが、結果として企業価値及び株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。

当社グループの経営戦略の基本命題は、コアビジネスである塗料事業の持続的成長を図ることにあります。そのため、国内外の市場の変化や原油、ナフサ価格、為替相場変動に起因する塗料用原材料価格の高騰等当社を取り巻く経営環境に対して、より強固な企業体質を構築する必要があり、前中期経営計画(2017年度~2019年度)では、持続的成長にむけた事業基盤の整備に取組んでまいりました。今後はこの事業基盤を活かして、

- a 提供価値の強化
- b 価格競争力の強化
- c 労働生産性の向上
- d 海外事業の強化

を重点施策として位置づけて、中長期的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

また、株主、顧客、従業員及び社会全体から「存在価値のある企業」として認められるには、コーポレートガバナンスの充実・強化が経営の最重要課題の一つであると考えております。そのために、当社は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定し、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めて充実・強化を図ってまいりました。

当社の取締役会は、経営の監視機能を高めるため、取締役9名のうち3名を社外取締役としており、更に、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が過半数で構成される指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、取締役及び監査役の指名・報酬等に関する意思決定プロセスの公正性・透明性・客観性の確保に努めております。

また、当社は毎年、取締役及び監査役の自己評価等を基に、外部コンサルタントによる取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果を踏まえた取締役会の実効性の更なる向上を図っております。今後はこれらを更に有効に機能させるとともに、適時かつ適切に情報開示を行うことで、より一層透明性の高い企業経営を目指してまいります。

当社は経営理念「当社は、新しい価値の創造を通じて地球環境や資源を護り、広く社会の繁栄と豊かな暮らしの 実現に貢献できる企業を目指します」のもと、グループー丸となって、経営戦略及びコーポレートガバナンスの強 化に取り組むことで、企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年4月26日開催の当社取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「原プラン」といいます。)の継続を決議し、同年6月29日開催の第134期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。原プランの有効期間は、2020年6月26日開催の第137期定時株主総会終結の時までであることから、当社では、株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、当社を取り巻く事業環境、情勢変化、機関投資家の動向等も踏まえ、更なる検討を加えました結果、同年4月24日開催の当社取締役会において、原プランを一部変更したうえで、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を継続することを決議し(以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」を「本プラン」といいます。)、同年6月26日開催の第137期定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。

本プランは、当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、又は公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを行う者を対象者として、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要且つ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するためのものであります。

大規模買付者があらかじめ定めるルールを遵守しない場合、又は当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、且つ対抗措置の発動を相当と判断する場合、当社取締役会の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として新株予約権の無償割当てを行うこととします。ただし、かかる判断に当たっては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告に従います。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2020年4月24日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」

( https://www.dnt.co.jp/ir/library/ir/pdf/news20200424.pdf )をご参照ください。

基本方針にかかる取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、大規模買付者が基本方針に沿う者であるか否かを株主の皆様及び当社取締役会が適切な判断をするに当たり、十分な情報及び時間を確保する為に定めるものであり、特定の者による大規模買付行為を一概に拒絶するものではありません。

本プランの有効期間は3年間としていますが、有効期間満了前であっても株主総会で変更又は廃止できることとし、株主の皆様の意思が反映される仕組みになっております。

また、対抗措置の発動は、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合など、あらかじめ定められた合理的且つ客観的要件を充足する場合に限定されるとともに、その発動に当たっては、独立委員会の中立的な判断に従い、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。更に、発動する対抗措置については、あらかじめその内容を株主の皆様に適時に情報開示を行うこととしております。

したがって、当社取締役会は、前記 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの具体的内容は基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則を充足しており、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと判断しております。

#### (7)研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発費の金額は、9億2千6百万円であります。

また、当第2四半期連結累計期間において、当社において研究開発施設2棟の工事が完了しております。詳細は2020年6月25日発表のニュースリリース『2020年6月30日 小牧事業所に「コーティング技術センター」同年7月3日 那須事業所に「防食技術センター」が開所』

( https://www.dnt.co.jp/release/upload\_files/news20200625.pdf )をご参照ください。

# 3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

### (1)【株式の総数等】

#### 【株式の総数】

種類 発行可能株式総数(株)		
普通株式	93,280,000	
計	93,280,000	

### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,710,678	29,710,678	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	29,710,678	29,710,678	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年 6 月26日		
付上社会老の区八匹が上粉(夕)	当社の取締役 6(社外取締役を除く)		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の執行役員 6 (取締役兼務者を除く)		
新株予約権の数(個)	170 (注) 1		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 34,000(注)1		
(株)	, (,		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株につき 1		
新株予約権の行使期間	自 2020年7月18日 至 2050年7月17日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式	発行価格 817		
の発行価格及び資本組入額(円)	資本組入額 409(注)2		
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役		
対14人1/約14年の政治に対する事項	会の決議による承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する	(注)4		
事項	(12)		

新株予約権証券の発行時(2020年7月17日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は200株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株 予約権原簿に記載又は記録された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は 公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに 通知又は公告する。

- 2.(1)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数 は、これを切り上げる。
  - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、前記(1)記載の資本金等増加限度額から前記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 3.(1)新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日(以下、「地位喪失日」という)の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
  - (2)前記(1)にかかわらず、新株予約権者は、前記「新株予約権の行使期間」内において、以下の 又は に定める場合(ただし、 については、後記(注)4.に従って新株予約権者に再編対象会社の 新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている 場合を除く)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

新株予約権者が新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間の前日までに地位喪失日 を迎えなかった場合

新株予約権を行使することができる期間の最後の1年間

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

- (3)前記(1)及び(2) は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- 4.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
  - (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
  - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1.に準じて決定する。
  - 組織再編行為の条件等を勘案の上、前記(注)1.に準じて決定する (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編 行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を 行使することができる期間の満了日までとする。

- (6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記(注)2.に準じて決定する。
- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

### (8)新株予約権の取得条項

以下の、、、、、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予 約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社 の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を 取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9)その他の新株予約権の行使の条件

前記(注)3.に準じて決定する。

### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

# (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日~		20 740 679		0 007		2 442
2020年 9 月30日	-	29,710,678	-	8,827	-	2,443

### (5)【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株 式を除く。)の総数 に対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	1,424	5.03
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	1,400	4.94
DNT取引関係持株会	大阪市中央区南船場 1 丁目18 - 11 SRビル長堀	1,267	4.47
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	1,228	4.33
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-1	1,188	4.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,185	4.18
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2-1	1,013	3.58
富国生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カス トディ銀行)	東京都千代田区内幸町2丁目2-2 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	1,000	3.53
株式会社島津製作所	京都市中京区西ノ京桑原町 1 番地	1,000	3.53
田邊 康秀	大阪市鶴見区	829	2.93
計	-	11,538	40.76

# (6)【議決権の状況】

# 【発行済株式】

# 2020年 9 月30日現在

区分	株式数(株)		株式数(株) 議決権の数(個)			
無議決権株式	-		-	-		
議決権制限株式(自己株式等)	-		-		-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-		
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	1,408,300	-	-		
完全議決権株式(その他)	普通株式	28,282,400	282,824	-		
単元未満株式	普通株式	19,978	-	-		
発行済株式総数		29,710,678	-	-		
総株主の議決権		-	282,824	-		

# 【自己株式等】

# 2020年 9 月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大日本塗料株式会社	大阪市中央区南船場 1丁目18番11号	1,408,300	-	1,408,300	4.74
計	-	1,408,300	-	1,408,300	4.74

# 2【役員の状況】

該当事項はありません。

# 第4【経理の状況】

# 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

# 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】

# (1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (2020年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,317	8,812
受取手形及び売掛金	17,172	14,128
商品及び製品	5,671	5,450
仕掛品	755	670
原材料及び貯蔵品	3,012	2,758
その他	1,421	1,453
貸倒引当金	33	28
流動資産合計	33,317	33,245
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	19,509	21,090
減価償却累計額	13,660	13,852
建物及び構築物(純額)	5,848	7,237
機械装置及び運搬具	22,642	22,720
減価償却累計額	19,036	19,252
機械装置及び運搬具(純額)	3,606	3,467
土地	11,805	11,719
リース資産	1,338	2,039
減価償却累計額	700	779
リース資産(純額)	637	1,260
建設仮勘定	1,987	926
その他	6,402	6,601
減価償却累計額	4,850	5,038
その他(純額)	1,552	1,563
有形固定資産合計	25,437	26,174
無形固定資産		·
リース資産	184	184
その他	357	287
無形固定資産合計	542	471
投資その他の資産		
投資有価証券	5,575	6,111
繰延税金資産	1,982	1,892
退職給付に係る資産	9,425	9,835
その他	604	604
貸倒引当金	67	66
投資その他の資産合計	17,520	18,377
固定資産合計	43,499	45,023
資産合計	76,817	78,269

	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,492	13,322
短期借入金	1,760	6,800
リース債務	270	346
未払法人税等	661	332
役員賞与引当金	73	-
製品補償引当金	334	325
その他	5,341	4,601
流動負債合計	23,934	25,728
固定負債		
長期借入金	2,400	2,100
リース債務	877	1,377
繰延税金負債	2,514	2,686
再評価に係る繰延税金負債	1,303	1,303
退職給付に係る負債	896	929
環境対策引当金	96	96
その他	114	67
固定負債合計	8,203	8,561
負債合計	32,138	34,290
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,827	8,827
資本剰余金	2,440	2,440
利益剰余金	26,841	26,547
自己株式	1,617	1,617
株主資本合計	36,491	36,197
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,617	1,989
土地再評価差額金	1,882	1,882
為替換算調整勘定	164	507
退職給付に係る調整累計額	1,935	1,749
その他の包括利益累計額合計	5,271	5,114
新株予約権	212	230
非支配株主持分	2,704	2,437
純資産合計	44,679	43,979
負債純資産合計	76,817	78,269

# (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	36,841	30,049
売上原価	25,937	21,498
売上総利益	10,903	8,550
販売費及び一般管理費	1 8,150	1 7,735
営業利益	2,752	815
営業外収益		
受取利息	8	13
受取配当金	125	122
雇用調整助成金	0	113
その他	129	127
営業外収益合計	263	376
営業外費用		
支払利息	26	34
支払補償費	35	15
その他	81	103
営業外費用合計	143	153
経常利益	2,872	1,038
特別利益		
固定資産売却益	2 3	2 82
負ののれん発生益	26	-
その他	-	2
特別利益合計	30	84
特別損失		
固定資産処分損	37	33
減損損失	з 0	з 72
事業構造改善費用	4 36	4 146
その他	5	8
特別損失合計	79	261
税金等調整前四半期純利益	2,823	861
法人税、住民税及び事業税	569	268
法人税等調整額	310	181
法人税等合計	880	449
四半期純利益	1,942	412
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主	166	1
に帰属する四半期純損失( )	4 770	
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,776	413

# 【四半期連結包括利益計算書】 【第2四半期連結累計期間】

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益	1,942	412
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	206	371
為替換算調整勘定	11	457
退職給付に係る調整額	309	185
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	504	271
四半期包括利益	1,438	140
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,215	256
非支配株主に係る四半期包括利益	222	115

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	·	
税金等調整前四半期純利益	2,823	861
減価償却費	1,063	1,184
負ののれん発生益	26	<u>-</u>
事業構造改善費用	36	146
役員賞与引当金の増減額( は減少)	61	73
退職給付に係る資産負債の増減額	957	643
製品補償引当金の増減額( は減少)	5	9
環境対策引当金の増減額( は減少)	0	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	15	6
受取利息及び受取配当金	133	135
支払利息	26	34
持分法による投資損益(は益)	1	0
雇用調整助成金	0	113
固定資産売却損益( は益)	3	82
固定資産処分損益( は益)	37	33
減損損失	0	72
売上債権の増減額( は増加)	1,268	2,949
たな卸資産の増減額(は増加)	294	423
仕入債務の増減額( は減少)	2,064	2,405
その他	138	488
小計	2,141	1,751
利息及び配当金の受取額	133	135
利息の支払額	26	34
雇用調整助成金の受取額	0	107
事業構造改善費用の支払額	28	2
法人税等の還付額	535	210
法人税等の支払額	615	763
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,140	1,404
投資活動によるキャッシュ・フロー	· ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
定期預金の預入による支出	165	123
定期預金の払戻による収入	84	123
有形固定資産の取得による支出	2,357	1,495
有形固定資産の売却による収入	3	123
有形固定資産の除却による支出	20	102
無形固定資産の取得による支出	26	9
投資有価証券の取得による支出	10	8
投資有価証券の売却による収入	1	95
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 収入	21	-
その他	4	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,464	1,403
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,404	1,403
短期借入金の純増減額(は減少)	1,700	5,039
長期借入金の返済による支出	21	300
自己株式の取得による支出	308	0
リース債務の返済による支出	144	180
配当金の支払額	714	707
非支配株主への配当金の支払額	217	150
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得に		130
よる支出	147	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	145	3,700
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	195
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	175	3,506
現金及び現金同等物の期首残高	5,704	5,064
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,529	8,570

#### 【注記事項】

### (追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の有価証券報告書に記載した「第5経理の状況 1連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(追加情報)」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

#### (四半期連結貸借対照表関係)

#### 保証債務

特約店からの売上債権回収に関する保証

	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (2020年 9 月30日)
三菱商事ケミカル株式会社	1,195百万円	- 百万円

#### (四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
給与及び諸手当	4,229百万円	4,095百万円
退職給付費用	294	153

### 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
機械装置及び運搬具	0百万円	0百万円
土地	3	81
計	3	82

### 3 減損損失

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

### (1)減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

用途	種類	場所
遊休資産	機械装置及び運搬具、土地	静岡県伊豆の国市 他
事務所等	建物及び構築物、土地、有形固定資産「その他」	岡山市北区

### (2)減損損失の認識に至った経緯

遊休資産及び事務所等については売却の意思決定に伴い処分予定資産となったため、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。また、将来の使用が見込まれていないことから遊休となった資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

# (3)減損損失の金額

	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
建物及び構築物	71百万円
機械装置及び運搬具	0
土地	1
有形固定資産「その他」	0
計	72

## (4)資産のグルーピングの方法

事業用資産については、会社単位でグルーピングし、遊休資産及び処分予定資産については、個別資産ごとにグルーピングしております。

### (5)回収可能価額の算定方法

当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、売買契約価額等に基づき算定しております。また、他への転用や売却が困難であるものについては、備忘価額により評価しております。

#### 4 事業構造改善費用の内容は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
特別退職金	- 百万円	144百万円
生産再配置に係る移設費用	-	2
本社移転に伴う費用	36	-
計	36	146

### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

(0) ) (0)		
	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
現金及び預金勘定	5,773百万円	8,812百万円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	244	242
現金及び現金同等物	5,529	8,570

#### (株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

#### 1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	配当額基準日		配当の原資
2019年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	714	25	2019年 3 月31日	2019年 6 月28日	利益剰余金

### 2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2019年5月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式300,000株の取得を行いました。この結果、当第2四半期連結累計期間において自己株式が308百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が1,621百万円となっております。

# 当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	配当額基準日		配当の原資
2020年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	707	25	2020年3月31日	2020年 6 月29日	利益剰余金

#### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書	
	国内塗料	海外塗料	照明機器	蛍光色材	計	(注)1		(注)2	計上額 (注)3
売上高									
外部顧客への 売上高	26,557	3,649	5,090	684	35,981	859	36,841	-	36,841
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	379	0	17	35	432	1,199	1,631	1,631	-
計	26,936	3,649	5,107	719	36,413	2,058	38,472	1,631	36,841
セグメント利益	1,119	439	892	63	2,515	102	2,618	134	2,752

- (注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、塗装工事事業、物流事業等を含んでおります。
  - 2.セグメント利益の調整額134百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
  - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

#### 国内塗料事業

当第2四半期連結累計期間において、株式会社宇部塗料商会を新たに連結子会社としました。これに伴い負ののれん発生益26百万円を計上しております。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書
	国内塗料	海外塗料	照明機器	蛍光色材	計	(注)1 「		(注)2	計上額 (注)3
売上高									
外部顧客への 売上高	22,595	2,355	3,447	556	28,954	1,095	30,049	-	30,049
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	318	0	1	32	351	1,064	1,415	1,415	-
計	22,913	2,355	3,448	588	29,305	2,159	31,465	1,415	30,049
セグメント利益	352	31	144	37	565	151	717	98	815

- (注) 1. その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、塗装工事事業、物流事業等を含んでおります。
  - 2. セグメント利益の調整額98百万円は、セグメント間取引消去であります。
  - 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
  - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

## (固定資産に係る重要な減損損失)

当第2四半期連結累計期間におけるセグメントごとの固定資産の減損損失の計上額は、「国内塗料」において72百万円であります。

なお、のれんの金額の重要な変動及び重要な負ののれん発生益の認識はありません。

# (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

0.00000		
	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)
(1)1株当たり四半期純利益	62円34銭	14円63銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	1,776	413
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	1,776	413
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,496	28,302
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	61円94銭	14円51銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	1	-
普通株式増加数(千株)	184	228
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 大日本塗料株式会社(E00891) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

### 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月9日

大日本塗料株式会社 取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 豊 印業務 執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古澤 達 也 印業務執行社員

#### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大日本塗料株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本塗料株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並び同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

#### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

# 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期 連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される 年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記はレビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2.XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。